

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額減額

参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十九項及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、同項に規定する額から七万七千円を減じて得た額とすること。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第二十項関係)

二 施行期日

この法律は、令和四年三月一日から施行すること。

(附則関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこと。